

移動等円滑化取組計画書

令和8年6月15日

住 所 神戸市垂水区清水が丘2丁目10番22号

事業者名 山陽バス株式会社

代表者名 代表取締役社長 川久保 文照

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 車両等の整備に関する事項

- ・当社が保有する乗合バス車両においては、2025年度（2026年3月）末時点のノンステップバス導入率は81.2%にとどまっている（適用除外車両を除く）。こうした現状を踏まえ、車両の更新と併せてノンステップバスの導入を推進し、順次、乗合バス車両をノンステップバスに置き換える。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ・「ご利用案内」等の作成・配布により、バスの利用方法の周知を図る。
- ・地元自治会の要望等を踏まえて、バス停における上屋・ベンチ等の整備を進める。
- ・地域の高齢者等を対象に、バスの乗り方教室を実施する。
- ・乗務員に対して基本取扱いを再認識させる。特に、初任運転者に対しては、高齢者疑似体験セット・車椅子を用いた研修を行う。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	・ノンステップバス（新車）を17台導入する。（2026年度）次年度以降も順次、導入・更新を予定している。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
基本取扱いの再確認	・高齢者や車椅子のお客さまにとって安全・快適な運転を再認識させるため、運転の基本動作を確認する研修を実車にて行う。
停留所時刻表等の点検・修理	・ダイヤ改正時等に停留所を点検し、必要に応じて施設の修理を行い、時刻表の視認性の維持・確保を図る。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バスの利用方法の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年3月より、全てのICカードについて、2タッチ方式(乗車時と降車時の2回タッチ)に変更となったため、引き続き利用方法に関する周知を行う。</li> <li>・自社でお客さま配布用「路線図・ご利用案内」を作成するとともに、自治体・行政と連携して、公共交通の利用に関する案内物を作成・配布する。</li> </ul>
ターミナル等での案内業務	・主要ターミナルに案内係員を配置し、問合せ・乗車整理・介助等に対応する。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス車内における情報提供の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新車導入時、車内の行先表示器にカラー液晶モニタを採用する。</li> <li>・バス車内放送にて、車内事故防止の啓発を行う。</li> </ul>

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員のバリアフリーに対する意識向上	・高齢者の特性を理解させるため、初任運転者に対して、高齢者疑似体験セット・車椅子を用いた研修を継続して行う。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バスの乗り方教室の実施	・地元自治会と連携して、バスの乗り方や交通安全に関する教室を実施する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元自治会等の要望を踏まえて、バス停における上屋、ベンチの整備を進める。</li> <li>・社員のバリアフリーに対する理解および意識向上のため、サービス介助士の資格取得を奨励する。</li> <li>・ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取組の改善に活用する。</li> </ul>
--

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
ノンステップバス	導入予定車両数の変更	車両更新計画の見直し

Ⅴ 計画書の公表方法

当社ホームページにて公表
--------------

Ⅵ その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載された事項については、当社の中期経営計画に位置付けられている。
--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。